

# 隠れた路政の苦心

田 中 好

○  
獨り道路と言はず土地を必要とする土木事業を執行する場合に於ては、起業の當初に方つて事業に必要な土地を得せなければならぬ、然るに夫れは豫算に制限され買收價格を矢鱈に支出することが出来ないので容易の業ではないが、買收を完成することに依つて平和裡に土地を取得したと言ふ優越感も起つて時に或は愉快味を感じるのである、併しながら土地を取得したことに依つて、土地買收事務が完了するものではなく、更に所有權移轉の登記を必要とする固より我國現行制度に於ては登記は不動産取得の要件ではなく對抗要件に過ぎないのであるが、其の事務こそは實に地味な餘り人から好まれない仕事の一つである。狡猾な

連中になると、公共土木の爲に取得した土地に對しては私法の規定が適用されないから暫時登記手續を放擲する向もあるが、此の如きは我が民法が土地所有權の移轉對抗要件として、登記制度を採つた法上の精神に反するばかりでなく、所有權の移轉登記に依つて公共用地は當然無租地と爲るに不拘、登記手續を怠るが爲に舊土地所有者は所有權を失ひながら納税することゝ爲つて不利益を蒙るばかりか、遂には土地制度を混亂ならしむるに至るのである、固より是等の不合理を見るに至るのは、現行登記制度が餘りにも形式主義に捉はれてゐる勢でもあるが、昭和七年度に行はれた農村振興町村土木事業の爲に多くの民有地を公共用地に取得するに方つて、右の不合理な結果を防止するには如

何なる手段を講ずべきかは、全國町村の齊しく悩む問題であらう、茲に埼玉縣が採つた方法を紹介することは強ち無益の業ではない。

○ 登記事務を進むる前提として必要なことは、土地臺帳又は圖面の閲覽謄本の下付分筆等の手續であつて、是等は主として土地所有者の爲すべきことであるが、素人では到底出來ない仕事であるから買主である町村に於て手續するの外はない、併し夫等の圖書は稅務署の管理に屬するのであつて、吏員に制限を受けて繁忙を極むる稅務署は、おい夫れと申請を待つてゐて呉れる譯でもないから稅務署と連絡を取つて事務の進捗を圖ることが必要である、そこで福島埼玉縣知事は縣下の各稅務署長に宛て、農村振興土木事業の爲に縣市町村其の他の公共團體が一齊に相當大きな地積を取得することゝ爲るのであるが、事業の性質上工事を年度内に完成せしめなければならぬから土地臺帳又は圖面の閲覽謄本の下付に就て便宜と援助とを與へて呉れと言ふ依

頼をした、縣の主任者は此依頼を根據にして各稅務署に就き協議したが何れも同意を得て、夫れでは申請書に「農救」と言ふ判を押して特別取扱をすることに協議をした。

次に面倒なのは登記の手續である、登記所の官吏は矢張り裁判官式に出來てゐるから、符合しない點があれば之を却下して教えてやらないと言つた態度であつて此では何年待つても登記が完了する筈はない、そこで知事は稅務署長に依頼したと同じやうな事由で、浦和地方裁判所長に登記簿の閲覽やら所有權移轉登記の囑託其の他之に關する前提登記等に關し格別の便宜を與へて貰ひたいことを依頼し、各登記所へも然るべく傳達して呉れと頼んだので、是も亦兩者の了解が出來て特別扱をすることに爲つた。

登記に關して尙厄介な問題は、取得する土地に抵當權が設定されてゐる場合である、此場合に於て抵當權者に對し假令抵當土地の一部に就き抵當權の解除又は拋棄を請求しても、延滞した償還元利金の全部の辨濟ない限りは承諾しないのが普通であつて、土地所有者は登記に協力せむとし

ても抵當權者の爲に妨げられて夫れが出来ない、こう言ふことでは到底年度内に登記が済まないので、抵當權を有する日本勸業銀行其の他の銀行業者に交渉して、抵當權の解除に關しては全部の辨濟などを強要しないで、買収又は寄付した土地の面積の評価額を拂込むことに依つて抵當權解除を承諾して呉れと交渉したが、當初の程は容易に應じなかつた、併し知事の懇請に依つて遂に銀行業者は納得するに至つたのである。

○  
是で登記の難關と目される、官公署への交渉やら、抵當權解除の交渉が出来たのであるが、登記事務を取扱ふ市町村の吏員に登記に關する智識を取得せしむる必要があるもので、昨年十一月から縣下一市九郡に亘つて、土地所有權移轉登記囑託に伴ふ土地整理事務の短期講習會を開いて町村吏員の養成に力めた、講師には縣廳主任官は勿論登記所又は稅務署の關係官吏を以て充てたのである。

講習事項は、土地に關する分筆諸手續、用地に付國有地

成免租手續、土地分割登記手續、土地登記名義人表示變更々々正登記手續、土地表示變更々々正手續、家督相續に依る所有權移轉登記手續、遺産相續登記手續、親族會招集に關する申請手續、土地登記囑託手續、土地所有權保存登記囑託手續の外神社財産又は寺院境内地の取得に關する手續までを講習した、尙是等の手續執行上必要な登録稅法の關係やら委任狀の形式までに關しても指示したのである。

○  
福島繁三知事の此計畫は寔に機宜に適したものであつて、登記事務に疎い町村吏員は萬難を排して聽講すると言ふ有様であつて聽講者は縣下數百名の多數に達した。そして農村振興町村土木事業中道路の改良を計畫したものの二百七十八箇町村、河川の改良を策した九箇町村は何れも競つて取得用地の整理に教えられた方法に依つて登記事務に忙殺されてゐる、而して是等事業の爲に取得された土地は驚く勿れ百十數町歩に達してゐて、是等土地の一ヶ年公租は八千餘圓を算してゐるそうである、某地方のやうに十數年

間も登記手續を放棄してゐるものに比較して見ると、此隠れたしかも地味な登記事務が縣民負擔に影響することの大きなことを痛感するのである。

人情は其の官吏たる与否とを問はず派手やかな仕事に當りたがるものである。道路工事の竣功式に方つて工事擔當者が工程を報告して施工中の苦心を披露することは、萬人の希望するところであつて聽者は夫れに無上の敬意を捧げるのが常態である、併し其のこゝに至るまでに地味な登記手續を執行し始めて竣功するに至つたことは恐らくは何人も想到しないことであらう、此地味な事務的苦心を達成せしむべく努力したのは、長官福島繁三氏のつゝまじやかな性格の表はれと言つて可いのである、勿論夫れが爲には古武士と言はれる土木課長田中三郎君が、往年の經驗に依つて登記事務の完成を進言したことに因るのであらう、併しながら此事務を完成せしむべく田中君の配下にあつて活動した書記佐藤安五郎君の功績を賞えねばならぬ、彼は二十有餘年埼玉縣廳に奉職して耕地整理に依る土地登記の事務

を擔當し、縣廳切つての登記通である、彼は農村振興土木の爲に多くの土地が公共用地と爲つて免租されべきものなるにも不拘之を打捨て置くことは、農村生活の爲に不利益であることを力説し、事業費支拂の急速を要することからして登記講習會の設置を要求したのである、勿論此計畫は登記所々屬代書人の手を煩すことなく、町村吏自ら登記を申請するのであるから、代書人組合は擧つて反對した、併し彼は登記費用の節約さるゝことを理由として頑強に之に反對して之を斥けた。福島長官が其の要求を容れ、登記整理に乗り出すや、彼は寢食を忘れて其の事務に執掌し、多大の功績を擧げたことに對し筆著は隠れた路政の功勞者として深甚の敬意を表するのである。

○ 終に方つて當局の反省を求めたいことは、登記事務に關しては土地所有者農民に於て相當の費用を分擔することを要し、之を負擔することは窮乏せる農民に於ては苦痛とするところである、農民の窮乏を救濟する事業に於て苦痛を

附加することは相當考慮すべき問題ではなからうか、埼玉縣町村長會は次のやうな請願を提出したそうである。

請願書

刻下ニ於ケル農村經濟窮迫ノ實情タル其ノ慘狀實ニ筆舌ノ及フ所ニ無之眞ニ瀕死ノ境ニ迫リツ、アリ此カ救済ノ途ヲ講スルノ喫緊ナル實ニ寸刻ノ遲滞ヲ許サ、ルノ危機ニ直面セリ目下政府ニ於テモ此カ對策ニ關シ夫々考慮セラレツ、アルハ感謝スル次第ニ有之就中農村匡救土木工事中町村土木事業トシテ行ハル、町村道路、堤防、河川水路等ノ用地トシテ買収又ハ寄附ニヨル潰地ノ登記ニ關スル費用ハ相當額ニ上ルベキニ付救済ノ趣旨ニ依リ別記登記ノ登録稅ヲ免除相成様御高配相願度尙農村ノ現狀ニ鑑ミ可急的ニ實現ニ特別ノ御高配相願度本會ノ議決ニ依リ此段請願候也

昭和七年八月三十一日

埼玉縣町村長會長市村高彦

大藏大臣 高橋是清殿

司法大臣 小山松吉殿

記

- 一 土地分筆ノ登記
- 二 土地所有權保存登記
- 三 土地家督又ハ遺産相續ノ登記

- 四 土地表示及名義人等ノ誤謬訂正ニ要スル變更更正登記
- 五 抵當權一部抹消登記
- 六 地上權消滅ニヨル抹消登記
- 七 其ノ他一切ノ前提登記費用
- 八 土地臺帳謄本手数料

農村に於ける土地所有者は都會に於ける夫れと違つて、必ずしも富裕のものに限られてゐない、従つて此場合に於て農民を救済する事業の爲に必要と爲つた登記に要する登録稅の如きは免除するの途を講ずべきである、筆者は此點に關し特に當局の考慮を求めて已まない。

×  
|  
×

×  
|  
×